

第 89 回北九州市都市計画審議会 議事要旨  
(主な質問・意見と回答)

議題第 385 号 北九州市立地適正化計画の見直しについて (諮問)

---

【届出制度の運用状況について】

○質問・意見

届出制度の運用状況について、制度が周知徹底され、対象となる計画・整備などについて全て把握出来ていると認識しているのか。

○回答

立地適正化計画を平成 28 年 9 月に策定し、平成 29 年 4 月の施行まで、半年間の期間をとり、デベロッパーや関係機関に対し、届出制度が法律で義務づけられたことについて説明会を行っている。制度について周知を図っており、全ての届出の件数が把握出来ていると認識している。

【立地適正化計画の取組について】

○質問・意見

コクラ・クロサキリビテーションの容積率緩和の事業について、小倉地区は事業者から要望があるという話を聞いているが、黒崎地区についても、周辺の事業者や住民から要望があるのか。

○回答

黒崎地区の容積率緩和については、地元の団体に概要説明を行い、地元団体の方々からは、街の活性化に繋がるということで概ね賛成の意見を頂いている。また、地権者の方々に対しては、5 月 28、29 日に黒崎ひびしんホールで説明会を行い、理解を求めていく予定である。

【都市機能誘導区域の変更 (門司港地区) について】

○質問・意見

津波の危険性、浸水深 0.3m について、どの地震の場合のリスクで、どの断層の関係で、地震が起きた場合に、0.3m と出しているのか。防災指針の方で、この地域は危険で住居を置かない方向であるならば、この地域の災害リスクがある場所に、公共施設を全部集めるというのは、整合がないのではないかと。0.3 メートルぐらいだったら、確かに海のそばに建ててもいいという気持ちになるかもわからないが、海の近くに公共施設を置くということについては、私はどうしても納得がいかない。

公共事業評価では、公共施設の利用者の意見や意向をどこまで集約出来ているのか。利用者の同意を得て事業を進めないと、行政への不信感が高まり、都市計画に限らず様々な場面で住民の協力が得られなくなる。

○回答

津波を起こす地震の想定については、南海トラフ、西山断層、対馬海峡東の断層、周防灘断層による地震を想定している。平成 28 年に公表された福岡県津波浸水想定区域では、マグニチュード 9.1 の地震に伴い、門司区の方では最大 3.5m の津波が到達する想定をしており、それに基づくハザード区域である。

複合公共施設における利用者の意向については、事業の検討段階から説明会を約90回開催し、284団体、1768人の方々に説明会を行って、理解を求めてきている状況である。

○質問・意見

事業の理解を求めてきたことについて、反対意見がどういう形であるか認識し、それに対して対応する用意があるという認識でいいのか。

○回答

門司港地区複合公共施設事業は、事業の検討段階から市民アンケートを実施し、公共事業評価の中で都度パブリックコメントを実施しており、随時皆様の意見を吸い上げながら、一つ一つ丁寧に進めて、また、議会にも適宜報告を行っている。公共事業評価の事前評価2という手続きの中で、再度、事業をこのまま進めることについて、検討会の有識者の方々にご賛同をいただき、その結果をパブリックコメントにかけて、市民のご意見をいただいた。意見の中では反対の意見もあったが、いただいたご意見175件ほどのうち、概ね8割に関して、好意的な賛成のご意見をいただいた。公共施設が集約されることで、利便性が高くなる、賑わいが生まれるといった意見で、早く施設を作って頂きたいとの声を多くいただいている。そうした状況の中、事業を引き続き進めていく認識である。

○質問・意見

ハザードエリアは気象庁で出されているものか。また、浸水深が0.3メートル以上になることは、絶対にないか。

○回答

ハザードの想定は、福岡県が出している。想定最大規模での考えであり、絶対超えないかということは、断言できない。

○質問・意見

ハザードエリアについては、県が出したデータだけで判断出来るのか心配である。熊本地震以降、九州は地震のリスクが高まっていると認識されていると思う。そうした状況を想定した上で、公共施設を集約すると、リスクが全部集中するという懸念がある。分散した施設が集約されることの問題の大きさ、将来の住民や職員にそのリスクを全部負わせることに懸念がある。

○質問・意見

この福岡県が出してる津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定するものということになっている。県が作ってるから、国は関与してないのではないか、というようなことではない。

○質問・意見

あまり杓子定規的に決めてしまうと心配であるという指摘である。それしか見てないから駄目だ、とそこまでは言うつもりはないが、ただ少し不安であるということ。

○質問・意見

門司港地区複合公共施設事業について、津波に関わらず、高潮の浸水は福岡県の区域図で示されているため、その区域に公共施設を建設することは反対である。また、避難の体制が不十分である。高潮で浸水が3メートル以上のところで1100棟の建物が残ることから、この方々が避難できる状況というものがあるべきである。

### 【居住誘導状況について】

#### ○質問・意見

居住誘導状況のグラフについて、都市機能誘導区域を除く居住誘導区域において、2.9%減少になっているが、今から居住を進める区域内において、減少していることは、重く受け止める必要がある。今後、どのような検証を行うのか。

#### ○回答

市内全体で人口が減少している中、街なか居住を進めるため、誘導区域の設定や誘導施策の実施をしてきたが、結果として2.9%減少となった。そのため、誘導施策、街の賑わいや活性化に繋がる施策を続けていく。居住誘導区域外から内へ、実際に移転をするための助成の制度を、昨年度、国の方が新たにメニューを作っており、現在、検討を行っている。令和6年度よりこうした制度を活用し、2.9%減少がプラスに転じるように取組を実施したい。

#### ○質問・意見

交通政策も含め、長いスパンで考え、数値が増えるようにしていくべきである。

### 【資料の表記・見せ方について】

#### ○質問・意見

資料の表記について、例えば6-6ページでは、居住誘導区域に含む地域の下に凡例が載っているが、非常に小さな文字で記載している。パブコメを意識して、資料を分かりやすく、なるべく本文と同じ文字サイズにした方が分かりやすい。資料全体にそうしたページがあるため、全体的に見せ方を考えるべき。

#### ○回答

市民に見せる計画であるため、より見やすい表記に修正を行う。

### 【想定する災害について】

#### ○質問・意見

資料の8-3ページについて、表でそれぞれの災害に対して、地域防災計画、国土強靱化計画の記載をしているが、地域防災計画の上から3行目の内水の項目に対して、他の洪水や土砂災害などは全部想定があるが、内水は「-」の表記になっている。8-5ページでは、区域設定の目的または内容のところ、内水の浸水想定区域について、今後順次指定する予定と記載があり、今後の対応方針がある。8-3ページの「-」の表記だと予定があるのか無いのか分からない。

#### ○回答

地域防災計画の内水、及び、国土強靱化計画の土砂の想定する災害については、修正させていただき、パブリックコメントにかける。

### 【防災指針の取組について】

#### ○質問・意見

小倉南区東部の県が実施する事業について、県と北九州市で実施の区分けはされていると思う

が、事業を進める中でどちらの責任なのか、区分が分かりにくいこともあると思う。県とうまく関係を作り進めて頂きたい。

○回答

県と北九州市の役割分担について、本編の 8-52 ページよりハード施策・ソフト施策の一覧を並べている。その中で、取組の名称と内容、災害分類に加え、実施主体についても記載している。国と県という分類ではあるが、こうした役割分担で取組を進めている。

○質問・意見

安全な区域への誘導について、ハザードマップを全戸に配布し、少しずつ進められているのは認識している。長いスパンで誘導を考えているとのことだが、既に住宅を建てている方々への配慮もしっかりしていただきたい。

○質問・意見

ソフト施策で、北九大の方をメインとした市民への公開講座について、その他の北九州市内の大学、九州国際大学、西日本工業大学、九州工業大学、産業医科大学、色々な大学を巻き込み、そこを中心に、その区の住民を巻き込み、公開講座を実施すればより広がっていくと思う。また、学んだ若い学生が、将来、北九州に定住してもらいたい。特に九州工業大学のように防災政策に技術系として関わる学生もいるため、大学を中心に巻き込んだソフト施策を広げてほしい。

○回答

他の大学の実施状況について、公開講座ではないが、九州国際大学では、防災が大学の授業の中で、単元に盛り込まれている。その他、九州共立大学でも臨時的な講座として、防災の授業を実施している。

また、昨年度の審議の中で、委員の方々から、立地適正化計画は将来 20 年 30 年後に向けた計画のため、特に若い方の意見を聞いたかどうかという意見をいただいたので、北九州市立大学、九州工業大学、西日本工業大学の三校で、授業の 1 コマをいただき、計画の取組等について、学生との議論も行っている。

○質問・意見

資料の 7-19 ページの「災害の発生のある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための取組」の中に、国のメニューが入っていないのはなぜか。

○回答

居住誘導支援策は、7-11 ページの No.16 に「居住誘導支援策の検討」を記載しており、「街なかに住みたいと思う転入者を応援する仕組みづくり」のところで記載している。

○質問・意見

非常に分かりにくい。新たな取り組みとして国が出したメニューで、居住誘導のために有効な支援策であり、この取組の中に入れることにより、分かりやすくすることも考えるべき。

また、スケジュールについて、新しいメニューや取組を変えるときは、しっかり周知する期間が必要だと思うので、ぜひ、配慮していただきたい。

○回答

居住誘導支援策の表記について、取組の方向性に基づいて施策をまとめる中で、新規事業については丸新との表記で記載をしている。もう少し、市民の方々にも分かりやすくなる工夫を考え

たい。現在、本編では内容が多岐に渡るため、概要版を作っており、どちらも公表する予定だが、概要版には、居住誘導区域の主な施策例として、居住誘導支援策の検討という形で記載をしている。

○質問・意見

防災での避難や避難誘導について、必要な説明を事前にしておいた方がよいのは、子育て世代や高齢者の方々である。色々な形で住民参加型のワークショップをしていると聞いているが、外に出られる人たちを対象と思うので、町内会の機能が難しい状況の中、コロナ禍で特に高齢者の人達は外に出られない状況であることを意識して、防災の呼びかけをしていただきたい。

○回答

今実施している取組として、有料老人ホームや障害者の支援センターなどの要配慮者施設は、法律で避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられており、市では計画策定の呼びかけや指導・助言を行っている。令和4年9月時点で、要配慮者施設が577施設あり、うち大体9割弱の499施設が計画の策定をしている状況である。

また、高齢者の方、体の不自由な方などの自力で避難できない方について、法律で個別の避難計画を立てるように努力義務化されている。北九州市では、こうした方について、避難行動要支援者名簿を作成している。個人情報のため、本人の了解を得た上で名簿を作り、地域の方々に配り、日頃の訓練などに活かしていくこととしている。

○質問・意見

要介護認定の通知とともに、そうした取組があるという紙を1部一緒に入れることで、全ての介護者に伝わるのではないかと。

○回答

関係部局に連絡する。

○質問・意見

避難困難者の方の対策について、名簿を渡した後に、地域の方でどういった具体的な方法をとっているか、その後の調査や確認等をしているのか。

○回答

避難行動に支援が必要な方は、避難行動要支援者という形で名簿を作っている。名簿は、自治会、民生委員、社会福祉協議会等に配布して、地域の中で避難を手助けする方を募り、災害が起きる前に、避難を助ける共助の取組を行っている。地域に配布した後は、各個人の計画を作り、地域の責任ある方に配布し、地域の中で助け合いの活動を行っている。

○質問・意見

地域によりどの辺りまでサポート出来るかムラがある状況だと考えられるため、ただ名簿を渡して地域にお願いしますというだけでなく、実際に名簿を使ってどういう対策をしているのか、事後的に行政の方で確認をしていただきたい。

○回答

地域の中で支援者がいないということが多々ある。昨年度より、地域の中で支援者が見つからない方については、福祉専門職、例えばケアマネージャーや相談支援専門員、或いは、何かしら

のサービスを受けていれば、そちらを通じて支援者がいないかを探す取組を進めている。

○質問・意見

補足で説明する。高齢者支援をしているが、来年の4月までに各事業所、全ての介護系事業所、入居系、通所系、保護系に関わらず、全ての介護保健事業所においては、必ずBCPを作るように法律で決まっている。それに基づき、各事業者が事業の継続を行い、高齢者施設については、株式会社であっても、地域の避難施設とする取組をしている。

高齢者においては、既に民生委員を通じて、要支援が必要な方々においては、ケアマネージャーと民生委員とで、必ず共同して支援計画を立てるようになってきている。北九州では、高齢者や、支援が必要な方々でご家族がいない単身者の方などには、事前に避難計画を立てて、行政の方に報告をする仕組みを講じている。障害者の方々も既にそのような対応になっている。

【評価方法について】

○質問・意見

10章の評価について、評価は5年に一度見直す程度の記載しかない。国の指針や手引きの作りに合わせるのではなく、評価は重要な項目のため、具体的に何をどういうふうに評価して、どう見直すのか、どう改善するのかと記載できないのか。

○回答

計画の評価について、法律上の表記では、概ね5年毎に評価をすることとなっている。今回の見直しはそれに基づき、PDCAという形で評価・検証を行っている。今回の評価は、国勢調査の結果を基に人の動きといった点の評価を第一としている。今後もPDCAを回しながら、施策の検討をやっていく。

○質問・意見

目標がどれくらい達成されるかと、どれくらい効果があるのかは別である。具体的な内容をどこまで盛り込むか考えるべきである。

○回答

目標に対する評価、人の動きについて説明を行ったが、各事業の施策の効果についても評価ができる。今後、分析の仕方は考えていく。